

優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、優良個人タクシー事業者認定規程第11条の規定に基づき、称号標の適正な表示を行うための申請方法、適正表示基準、判定（みなし判定を含む）方法、称号標適正表示管理簿の作成、適正表示の維持・管理義務等を具体的に定めることにより称号標の適正な表示を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 優良個人タクシー事業者認定規程第5条に規定する制度参加者を対象とする。

（称号標の適正表示）

第3条 制度参加者は優良個人タクシー事業者認定規程の目的を達成するため、表示灯の中心部に称号標を貼り付けることが可能な表示灯（以下「一体型表示灯」という。）へ可能な限り早期に移行し、本規程に基づき称号標を適正に表示しなければならない。

- 2 所属団体長は傘下個人タクシー事業者に対し一体型表示灯へ早期に移行すること及び称号標を適正に表示することを積極的に指導するものとする。
- 3 支部長及び会員団体長は傘下所属団体長（構成団体長を含む）に対し一体型表示灯へ早期に移行すること及び称号標を適正に表示することを積極的に指導するものとする。

（適正表示基準）

第4条 一体型表示灯へ貼り付ける称号標の適正表示基準は次の全てを満たしているものとする。ただし、表示灯に表示する文字等の規格について、行政機関における法令、通達、公示等が行われている場合は、法令、通達、公示等を踏まえたうえで適正表示基準の適用を行うものとする。

- (1) 称号標を一体型表示灯に水平に貼り付けていること
- (2) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が重なっていないこと
- (3) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が近接していないこと
- (4) 称号標中央部の「星印」又は「くるる印」は一体型表示灯の中央部に位置していること
- (5) 称号標は一体型表示灯の印字、地色等より判別しやすいこと
- (6) 称号標を一体型表示灯の前面及び後面に貼り付けていること
- (7) 称号標を一体型表示灯から剥離しないように貼り付けていること

（申請）

第5条 称号標の適正表示の判定を受けるための申請については、次の各号による。

- (1) 個人タクシー事業者は所属団体長（構成団体長を含む）に対し、適正表示の判定を受ける申し出を行う。この場合、所属団体長（構成団体長を含む）の求めに応じ、判定に必要な称号標を貼り付けた表示灯の写真やデジタル画像等を提出する。
- (2) 所属団体長（構成団体を含む）は、傘下個人タクシー事業者からの申し出を受けて申請書（称号標適正表示判定申請書第1号様式）を作成する。
- (3) 申請書は、所属団体長（構成団体長を含む）から会員団体長に、会員団体長から支部長に、支部長から本協会会長へと各団体を経由し提出する。
- (4) 申請書を経由する会員団体長、支部長及び本協会会長においては、申請内容を精査するとともに申請書上部空白欄にそれぞれ受付日を記した受付印を押印する。
- (5) 申し出及び申請は任意の時期に行えるものとする。

（適正表示の判定）

第6条 本協会の会長は、申請のあった一体型表示灯へ貼り付けた称号標の表示が適正か否かについての判定を正副会長会議に対し依頼する。

- 2 依頼を受けた正副会長会議は、一体型表示灯へ貼り付けた称号標の表示が適正か否かについて、称号標の適正表示基準に基づき審査を行い判定する。なお、判定に際し条件を付することができるものとする。
- 3 正副会長会議は、前項の判定結果を本協会会長に対し報告する。なお、適正でないと認めた場合は、適正表示基準の何れの号に該当しないと認めるのかも併せて報告する。

（判定結果の通知）

第7条 本協会の会長は前条の報告を受けて次のとおり判定結果を記載した通知書を作成し、関係者に通知する。

- (1) 判定の結果、適正であると認める場合は、称号標の表示が適正であると認める通知書（第2号様式）を作成する。
- (2) 判定の結果、適正でないと認める場合は、称号標の表示が適正とは認められない通知書（第3号様式）を作成する。
- 2 判定結果通知書は、本協会会長から支部長に、支部長から会員団体長に、会員団体長から所属団体長（構成団体長を含む）へと各団体を経由し通知する。
- 3 判定結果通知書を経由する支部長、会員団体長及び所属団体長（構成団体長を含む）においては、判定結果通知書下部空白欄にそれぞれの受付日を記した受付印を押印する。
- 4 第1項の通知を受けた所属団体長（構成団体長を含む）は申し出を行った傘下個人タクシー事業者に対し、通知書の写しを交付または口頭にて回答を行うとともに所属団体及び構成団体事務所等に掲示し周知を図るものとする。

(みなし判定)

第8条 所属団体長(構成団体長を含む)において、既に第5条の申請を行い、かつ、第7条第1項第1号称号標の表示が適正であると認める通知書を受けている場合に限り、当該通知書の画像を基準にみなし判定を行うことができるものとする。

2 所属団体長(構成団体長を含む)が行うみなし判定方法は次の(1)または(2)とし、何れかの確認を行った場合に限り第7条第1項第1号称号標の表示が適正であると認める判定を受けているとみなすものとする。

(1) 所属団体長(構成団体長を含む)が指名する当該団体の役職員において、個人タクシー事業者から提出される、称号標を貼り付けた表示灯及び当該車両の車両登録番号標の写真やデジタル画像に基づき称号標の表示が適正であると認める通知書の画像どおりの表示であると確認する。

(2) 所属団体長(構成団体長を含む)が指名する当該団体の役職員において、称号標を貼り付けた表示灯及び車両を目視により称号標の表示が適正であると認める通知書の画像どおりの表示であると確認する。

3 みなし判定を受けようとする傘下個人タクシー事業者は、所属団体長(構成団体長を含む)に対し、申し出るとともに称号標を貼り付けた表示灯及び当該車両の車両登録番号標の写真やデジタル画像の提出または称号標を貼り付けた表示灯及び車両の提示を行うものとする。

4 所属団体長(構成団体長を含む)が行うみなし判定において、第2項第1号または2号により称号標の表示が適正であると認める通知書の画像のとおりの表示であると確認を行った場合は、当該個人タクシー事業者に対し「称号標の表示が適正であると認める」回答を書面または口頭にて行う。

5 所属団体長(構成団体長を含む)が行うみなし判定において、第2項第1号または2号により称号標の表示が適正である通知書の画像のとおりの表示であると認めることができない場合は、当該個人タクシー事業者に対し「称号標の表示が適正とは認められない」回答を書面または口頭にて行う。

(称号標適正表示管理簿)

第9条 所属団体長(構成団体長を含む)は、第7条(判定結果の通知)に基づき称号標の表示が適正であると認める通知書を受けている個人タクシー事業者または第8条(みなし判定)の規定に基づき称号標の表示が適正であるとみなした個人タクシー事業者に限り、速やかに「称号標適正表示管理簿」を作成し必要事項の記載を行うものとする。

2 「称号標適正表示管理簿」は前項の個人タクシー事業者ごとに作成し、記載する項目は、「管理を行う所属団体(構成団体を含む)名」、「個人タクシー事業者の氏名・ID番号」、「称号の種類別」、「昇格、降格、車両代替、破損、汚濁等の分類別」、「画像による確認年月日または目視による確認年月日」、「確認を行った者の氏名」、「提出されたマスターズ申請書の分類」、「その他所属団体において必要な項目」とする。

- 3 「称号標適正表示管理簿」は、会員団体長または支部長から提出依頼があった場合は速やかに提出するものとする。

(称号標の交付、維持・管理義務)

- 第10条 所属団体長(構成団体長を含む)は、第7条(判定結果の通知)に基づき称号標の表示が適正であると認める通知書を受けている個人タクシー事業者または第8条(みなし判定)の規定に基づき称号標の表示が適正であるとみなした個人タクシー事業者に限り、該当する称号標を交付するものとする。
- 2 個人タクシー事業者は、称号標適正表示の基準に適合する状態を維持し管理しなければならない。
- 3 個人タクシー事業者は、優良個人タクシー事業者認定規程に基づく称号標に変更及び貼り換え(昇格、降格、車両代替、破損、汚濁等による貼り換えを含む)が生じた場合は、直ちに変更後の該当する称号標を第1項結果通知書の写し記載の申請画像の状態に貼り換えなければならない。
- 4 個人タクシー事業者は、優良個人タクシー事業者認定規程に基づく称号標に変更及び貼り換える必要が生じた場合は、直ちに第5条の規定に基づく判定を受けるまたは第8条の規定に基づくみなし判定を受けるための申し出を行わなければならない。
- 5 所属団体長(構成団体長を含む)は、傘下個人タクシー事業者に対し適宜適正表示が行われていることを確認するとともに適切な維持・管理を行うよう指導を行うものとする。
- 6 支部長及び会員団体長は、傘下所属団体長(構成団体長を含む)に対し適宜適切な維持・管理を行うよう指導を行うものとする。

(秩序維持)

- 第11条 支部長、会員団体長、所属団体長(構成団体長を含む)は、秩序の維持を図るため、優良個人タクシー事業者認定規程(降格等条項)第12条第2項に規定する不正入構を行った個人タクシー事業者に対し、当該所属団体(構成団体を含む)における賞罰規程等に照らし適切な対応及び措置を講ずるものとする。

(再度の申し出・申請)

- 第12条 「称号標の表示が適正とは認められない」との回答を受けた所属団体長(構成団体長を含む)は、該当の傘下個人タクシー事業者に対し、速やかに再度の判定の申し出を行うよう指導する。
- 2 「称号標の表示が適正とは認められない」との回答を受けた会員団体長及び支部長は、所属団体長(構成団体長を含む)に対し「称号標の表示が適正であると認められる」よう積極的に指導を行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

2 この規程に定めるもののほか、運営上必要な事項については、正副会長会議決議により本協会会長が定める。

附 則（平成27年3月26日第6回理事会決定）

（申請の特例）

第1条 「「分離型マスター灯」、「乗降ドアに貼り付けている称号（ふたつ星称号・ひとつ星称号）車両ドア・ステッカー」の使用期限到来に基づく回収手続き及び好ましい表示灯への移行の徹底について（（一社）全個協第93号平成25年12月19日付）」の2. に基づき、平成26年3月末までに当該調査様式2を提出し、かつ、表示灯の画像に称号標の表示がある画像の提出を行っている場合は、当該調査提出画像に限り称号標適正表示の判定申請手続きである本則第5条の申請書の提出があったものとみなす。

（施行期日）

第2条 この規程は平成27年3月26日から施行する。

会員団体長・受付印

支部長・受付印

全個協本部・受付印

称号標の適正表示判定申請書

平成 年 月 日

(一社) 全国個人タクシー協会 会長 殿

(団体(組合)名・役職名・代表者名・押印)

優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程第5条に基づき申請
しますので判定をお願いします。

申請する称号標表示画像(真正面)		称号標の適正表示基準
	対 象 人 数 (名)	(1) 称号標を一体型表示灯に水平に貼り付けていること。 (2) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が重なっていないこと。 (3) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が近接していないこと。 (4) 称号標中央部の「星印」又は「くるる印」は一体型表示灯の中央部に位置していること。 (5) 称号標は一体型表示灯の印字、地色等より判別しやすいこと。 (6) 称号標を一体型表示灯の前面及び後面に貼り付けていること。 (7) 称号標を一体型表示灯から剥離しないように貼り付けていること。 ただし、表示灯に表示する文字等の規格について、行政機関における法令、通達、公示等が行われている場合は、法令、通達、公示等を踏まえたうえで表示基準の適用を行うものとする。

会員団体長・受付印

支部長・受付印

全個協本部・受付印

称号標の適正表示判定申請書

平成 年 月 日

(一社) 全国個人タクシー協会 会長 殿

(団体(組合)名・役職名・代表者名・押印)

優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程第5条に基づき申請しますので判定をお願いします。

申請する称号標表示画像(真正面)	対象人数(名)	称号標の適正表示基準
		(1) 称号標を一体型表示灯に水平に貼り付けていること。(2) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が重なっていないこと。(3) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が近接していないこと。(4) 称号標中央部の「星印」又は「くるる印」は一体型表示灯の中央部に位置していること。(5) 称号標は一体型表示灯の印字、地色等より判別しやすいこと。(6) 称号標を一体型表示灯の前面及び後面に貼り付けていること。(7) 称号標を一体型表示灯から剥離しないように貼り付けていること。 ただし、表示灯に表示する文字等の規格について、行政機関における法令、通達、公示等が行われている場合は、法令、通達、公示等を踏まえたうえで表示基準の適用を行うものとする。

称号標の表示が適正であると認める通知書

平成 年 月 日
全個協第 号

(団体(組合)名・役職名・代表者名) 殿

(一社) 全国個人タクシー協会 会長
会長名・印

平成 年 月 日付の上記申請について、優良個人タクシー事業者の称号標を適正表示に関する規程が定める基準に適合していると認める。

1. 正副会長会議判定年月日
平成 年 月 日
2. 認定対象人数
名

(適正表示の維持・管理義務の概要)

個人タクシー事業者は、常に基準に適合する状態(通知書の表示画像の状態)に維持・管理しなければならない。

称号標の変更及び貼り換え(昇格、降格、車両代替、破損、汚濁等)が生じた場合は、直ちに変更後の該当する称号標を通知書の表示画像の状態に貼り換えるとともに、所属団体長(構成団体長を含む)の確認をうけなければならない。

支部長・受付印

会員団体長・受付印

所属団体長(構成団体等を含む)・受付印

称号標の適正表示判定申請書

平成 年 月 日

(一社) 全国個人タクシー協会 会長 殿

(団体(組合)名・役職名・代表者名・押印)

優良個人タクシー事業者の称号標適正表示に関する規程第5条に基づき申請
しますので判定をお願いします。

申請する称号標表示画像(真正面)	対 象 人 数 (名)	称号標の適正表示基準
		(1) 称号標を一体型表示灯に水平に貼り付けていること。(2) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が重なっていないこと。(3) 称号標と一体型表示灯の印字、ライン等が近接していないこと。(4) 称号標中央部の「星印」又は「くるる印」は一体型表示灯の中央部に位置していること。(5) 称号標は一体型表示灯の印字、地色等より判別しやすいこと。(6) 称号標を一体型表示灯の前面及び後面に貼り付けていること。(7) 称号標を一体型表示灯から剥離しないように貼り付けていること。 ただし、表示灯に表示する文字等の規格について、行政機関における法令、通達、公示等が行われている場合は、法令、通達、公示等を踏まえたうえで表示基準の適用を行うものとする。

称号標の表示が適正とは認められない通知書

平成 年 月 日
全個協第 一 号

(団体(組合)名・役職名・代表者名) 殿

(一社) 全国個人タクシー協会 会長
会長名・印

平成 年 月 日付の上記申請について、優良個人タクシー事業者の称号標
を適正表示に関する規程が定める基準に適合していると認められない。

- 適正表示と認められない判定理由
適正表示基準第 号、第 号及び第 号に抵触していると認めるため。
- 正副会長会議判定年月日
平成 年 月 日
- 認定対象人数
名

※再申請手続きについては、規定第5条及び第8条によりいつでも行うことが可能です。

(1 事業者ごとに作成)

所属団体名(構成団体を含む)

個人タクシー事業者（氏名）

事業者ID番号

マスターズ申請書分類の記入要領： ひとつ星申請認定書（第1号様式）＝①、マスターズ届出書（第2号様式）＝②、
マスタ認定申請書：新規（第3号様式）＝③、マスター認定申請書：更新（第4号様式）＝④

[illegible]